

建築基準法の改正に伴い、神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例を平成 27 年 3 月 20 日に公布し、次のとおり申請手数料を改定しました。

1 建築物の確認申請等手数料における構造計算適合性判定に係る手数料を廃止しました。（※1，3）

2 工事中の建築物等の建築主事による仮使用認定に係る申請手数料を次表のとおり追加しました。（※1）

金額	12万円
----	------

3 法第 60 条の 3 第 1 項ただし書きの規定に基づく特定用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料を次表のとおり新設しました。（※2）

金額	16万円
----	------

※1 平成27年6月1日より施行

※2 平成27年4月1日より施行

※3 施行日前に確認申請等を受理し、施行日の時点で確認等の処理が未了の場合においては、従来どおり建築主事が構造計算適合性判定を求めることとなります。